



2025年12月26日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 スタンダード市場)
問合せ先 取締役兼最高執行責任者兼
最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

**当社持分法適用関連会社Group Lease PCLに対する
破産申立の棄却（勝訴）について**

当社の持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. (以下、「GL」) より、GLおよび同社の複数の関連会社が係争中であるJ Trust Asia Pte. Ltd. (以下「JTA社」) が、バンコク破産裁判所 (以下、裁判所) に対して行っていたGLの破産申立について、2025年12月23日に裁判所より申立てが棄却されたとの報告を受けましたのでお知らせいたします。

J トラスト株式会社の子会社であるJTAは、当社の連結子会社であったGroup Lease PCLの転換社債（合計2億1千万U.S.ドル・日本円約223億円、(第1回3千万U.S.ドル・日本円約31億円、第2回1億3千万U.S.ドル・日本円約138億円、第3回5千万U.S.ドル・日本円約53億円)）の引き受け等をしておりましたが、JTAは、GL及びGLの連結子会社であるGroup Lease Holdings Pte. Ltd. (以下、GLH) 等が投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL及びGLHに対し損害賠償を求めておりました。

当該請求につきましては、令和2年10月7日付「シンガポールにおけるJTrust Asia Pte. Ltd.によるGroup Lease Holdings PTE. LTD.に対する民事訴訟の判決について」で公表しておりますとおり、当該シンガポール共和国での損害賠償訴訟の判決は下され、当該シンガポール共和国での訴訟については終結に至っております。

しかしながらJTAはその後も当社グループ及びGL関連会社各社に対して複数の国において訴訟を提起し

ております。2025年5月2日付「(経過事項の報告) Jトラスト株式会社の子会社による当社持分法適用関連会社に対する破産申立と裁判所による臨時管財人選任請求の却下について」にてお知らせいたしましたとおり、JTAはGLに対して破産申立を行っており却下されておりますが、その後控訴をしておりました。

2025年12月23日、裁判所において審理されていたGLに対する破産事件の判決宣告が行われ、JTAの申立ては棄却されました。

裁判所によるとJTAは第2回投資契約が無効であるとして損害賠償を請求しておりますが、その裁判は係属中であること、また一方で第2回投資契約に基づきGLのシンガポール、カンボジア、ミャンマーにおける関連会社に執行手続きを開始しており、一部支払い命令や清算命令を取得していること、それらにより債務の一部あるいは全部の回収ができる可能性があり、そのことを秘匿して訴訟をしたとしています。

それらを背景に裁判所は、JTAが主張する債務が契約に基づくものか不法行為に基づくものかについて依然として争いがあること、また海外での執行手続きによる回収額を差し引く必要から申立時点での債務額を算定できないことから、JTAには破産申立の資格がないと判断したものです。

GLは当該破産訴訟については全く根拠のない訴えであるとかねてより主張しており、JTAは、これまでも2018年からのわずか7年間で企業再生や破産などだけでも合計7回も訴えを継続反復的に行なっており、これまでにもタイ裁判所はこのような訴えを退けてまいりました。

GL及び当社としましては、これまでご報告してまいりましたその他の多数の訴訟と同じく不当な濫訴が行われていると考えており、これらの行いによるグループへの損害を回収し、グループの資産と株主の利益の最大化を図るために引き続き最善の手段を講じてまいります。また、公表すべき事項が生じました場合には改めてお知らせいたします。

以上